(4)　(1)又は(2)による引渡しがあった場合には、刑事訴訟法第一九九条の規定により被疑者が逮捕された場合の手続の例によるものとすることとした。ただし、同法第二〇三条第一項、第二〇四条第一項及び第二〇五条第三項の時間の制限は、それぞれ(1)又は(2)による引渡しがあった時から起算することとした。（第五条関係）

(三)　締約国軍隊の財産の差押え、捜索等

締約国軍隊の財産（締約国軍隊が日本国内に所在していない場合にあっては、日本国内に所在する締約国の軍隊の財産であって、締約国軍隊の用に供されていたものを含む。）についての捜索（捜索状の執行を含む。）、差押え（差押状の執行を含む。）、刑事訴訟法第一〇二条の二第一項に規定する電磁的記録提供命令（当該電磁的記録提供命令により電磁的記録を提供させることを含む。以下(三)において単に「電磁的記録提供命令」という。）又は検証（検証状の執行を含む。）は、検察官若しくは司法警察員が締約国軍隊（締約国軍隊が日本国内に所在していない場合にあっては、締約国の軍隊。以下(三)において同じ。）の権限ある者の同意を得て行い、又は検察官若しくは司法警察員から締約国軍隊の権限ある者に嘱託して行うものとすることとした。ただし、裁判所又は裁判官が必要とする電磁的記録提供命令又は検証は、その裁判所若しくは裁判官が締約国軍隊の権限ある者の同意を得て行い、又はその裁判所若しくは裁判官から締約国軍隊の権限ある者に嘱託して行うものとすることとした。（第六条関係）

(四)　締約国軍隊等への書類等の提供等

(1)　裁判所、検察官又は司法警察員は、その保管する書類若しくは証拠物又は電磁的記録について、締約国軍隊その他の締約国の権限ある当局から、締約国軍隊の構成員又は締約国軍隊の文民構成員が犯した罪に係る刑事事件の審判又は捜査のため必要があるものとして申出があったときは、次に掲げる措置をとることができるものとすることとした。

イ　その保管する書類の閲覧若しくは謄写を許し、謄本を作成して交付し、又はこれを一時貸与し、若しくは引き渡すこと。

ロ　その保管する証拠物の閲覧若しくは謄写を許し、又はこれを一時貸与し、若しくは引き渡すこと。

ハ　その保管する電磁的記録の閲覧若しくは謄写を許し、又は当該電磁的記録に記録されている事項を記載し、若しくは記録した書面若しくは電磁的記録であってその内容がその保管する電磁的記録に記録されている事項と同一であることの証明がされたものを作成して提供すること。

(2)　(1)（ハに係る部分に限る。）の場合において、その保管する電磁的記録の閲覧は、その内容を表示したものを閲覧し、又はその内容を再生したものを視聴する方法によるものとし、当該電磁的記録の謄写は、これを複写し、若しくは印刷し、又はその内容を表示し若しくは再生したものを記載し若しくは記録する方法によるものとすることとした。（第七条関係）

(五)　日本国の法令による罪に係る事件以外の刑事事件についての協力

(1)　検察官又は司法警察員は、締約国軍隊から、日本国の法令による罪に係る事件以外の刑事事件につき、締約国軍隊の構成員又は締約国軍隊の文民構成員の逮捕の要請を受けたときは、これを逮捕し、又は検察事務官若しくは司法警察職員に逮捕させることができるものとすることとした。

(2)　(1)の場合において、逮捕の要請があった者が、人の住居又は人の看守する邸宅、建造物若しくは船舶内にいることを疑うに足りる相当な理由があるときは、検察官又は司法警察員は、裁判官の許可を得て、その場所に入りその者を捜索し、又は検察事務官若しくは司法警察職員にその場所に入りその者を捜索させることができるものとすることとした。ただし、追跡されている者がその場所に入ったことが明らかであって、急速を要し裁判官の許可を得ることができないときは、その許可を得ることを要しないものとすることとした。

(3)　(1)により締約国軍隊の構成員又は締約国軍隊の文民構成員を逮捕したときは、直ちに検察官又は司法警察員から、その者を締約国軍隊に引き渡さなければならないものとすることとした。

(4)　司法警察員は、(3)により締約国軍隊の構成員又は締約国軍隊の文民構成員を引き渡したときは、その旨を検察官に通報しなければならないものとすることとした。

(5)　検察官又は司法警察員は、締約国軍隊その他の締約国の権限ある当局から、日本国の法令による罪に係る事件以外の刑事事件につき、協力の要請を受けたときは、参考人を取り調べ、実況見分をし、又は書類その他の物の所有者、所持者若しくは保管者にその物の提出を求め、若しくはこれを利用する権限を有する者にその電磁的記録の提出を求めることができるものとすることとした。

(6)　検察官又は司法警察員は、検察事務官又は司法警察職員に(5)の処分をさせることができるものとすることとした。

(7)　(5)及び(6)の処分に際しては、検察官、検察事務官又は司法警察職員は、その処分を受ける者に対して締約国軍隊その他の締約国の権限ある当局の要請による旨を明らかにしなければならないものとすることとした。（第八条及び第九条関係）

(六)　自衛隊員への準用

(1)　(二)は、締約国の権限ある当局から、自衛隊員（自衛隊法第二条第五項に規定する隊員であって、円滑化協定に基づいて、我が国と締約国との間で合意した活動に関連して、締約国の同意を得て締約国内に所在するものをいう。(2)において同じ。）であって日本国の法令による罪を犯したものを引き渡す旨の通知があった場合について準用することとした。

(2)　(四)は、締約国の権限ある当局から、自衛隊員が犯した罪に係る刑事事件の審判又は捜査のために必要があるものとして申出があったときについて準用することとした。（第一〇条関係）

(七)　刑事補償

刑事補償法又は少年の保護事件に係る補償に関する法律の規定の適用については、締約国軍隊その他の締約国の権限ある当局による抑留又は拘禁は、刑事訴訟法による抑留若しくは拘禁又は少年の保護事件に係る補償に関する法律第二条第一項第二号に掲げる身体の自由の拘束とみなすものとすることとした。（第一一条関係）

4　国の賠償責任の特例

(一)　職務遂行に係る賠償責任

締約国軍隊の構成員又は締約国軍隊の文民構成員が、その職務を行うについて日本国内において違法に他人に損害を加えたときは、国の公務員がその職務を行うについて違法に他人に損害を加えた場合の例により、国がその損害を賠償する責任を負うものとすることとした。（第一二条関係）

(二)　工作物等の設置等に係る賠償責任

締約国軍隊が占有し、所有し、又は管理する土地の工作物その他の物件の設置又は管理に瑕疵（かし）があったために日本国内において他人に損害を生じたときは、国が占有し、所有し、又は管理する土地の工作物その他の物件の設置又は管理に瑕疵があったために他人に損害を生じた場合の例により、国がその損害を賠償する責任を負うものとすることとした。（第一三条関係）

(三)　適用除外

(一)及び(二)は、次に掲げる損害には、適用しないものとすることとした。

(1)　締約国軍隊の構成員又は締約国軍隊の文民構成員が被った損害

(2)　民間の保険による塡補の対象となる車両の使用に起因する損害（当該保険が塡補する部分に係るものに限る。）

(3)　契約に基づき処理することとなる損害

(4)　特殊海事損害（船舶の航行若しくは運用若しくは貨物の船積み、運送若しくは陸揚げから生じ、又はこれらに関連して生ずる財産に対する損害（我が国と締約国との間の合意により決定する損害を除く。）をいう。5の(一)において同じ。）（第一四条関係）